

## 日本社会福祉系学会連合補助金制度要項

2017年5月28日

1. 日本社会福祉系学会連合の加盟学会が活性化することを目的とし、毎年6月1日～翌年5月31日の期間において、外部の専門家（非会員）に講演等を依頼する場合の旅費の一部を補助する。
2. 補助の対象となる講演等の開催にあたっては、大会、シンポジウム、研修会等とし、補助金の額は、一回5万円を限度とする。
3. 補助金の申請を希望する学会は、所定の「日本社会福祉系学会連合補助申請書」に必要事項を記入し、『大会等プログラム』あるいは『大会等プログラム』（案）※を添えて、当学会連合事務局宛に提出し申し込む。
4. 補助金を受ける学会は毎年5学会を限度とする。
5. 補助金を受ける学会の選定および補助金額は、講演内容や補助を受けた回数などを勘案して、運営委員会で協議し決定する。
6. 補助金を受けることが決まった学会は、「日本社会福祉系学会連合旅費精算書」を領収書と共に当学会連合事務局宛に提出する。
7. 当学会連合事務局は受理した「旅費精算書」を確認した後、速やかに当該学会が指定する口座に補助金を振り込む。
8. 補助金を受けた学会は、大会等の開催後に報告書（報告記事）を提出し、学会連合の広報媒体に掲載、掲示について承諾するものとする。
9. 本制度は単年度制度であり、毎年総会前に開催される運営委員会において、決算状況に鑑みて次年度実施の可否を決定する。
10. この要項を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

※募集期間に大会が行われた場合は『大会等プログラム』を、募集期間後に大会等が行われる場合は、『大会等プログラム』（案）を提出してください。